

社 施 第 135 号

昭和62年12月4日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省社会局施設課長

厚生省児童家庭局企画課長

社会福祉施設等におけるアスベスト（吹付け石綿）
の使用実態調査について

アスベスト（吹付け石綿）による環境汚染問題については、近年社会問題化しているところであり、社会福祉施設等においてもその使用が一部みられているところである。

については今般、社会福祉施設等についてアスベスト（吹付け石綿）の使用状況を調査することとしたので、下記により調査表を作成の上、昭和63年1月20日（水）までに提出願いたい。

なお、社会福祉施設等におけるアスベスト（吹付け石綿）^の処理方法等についての対応は、慎重を期することが必要であることから現在、関係省庁とも連絡をとりながら、省内担当部局において検討しているところであり、その結果等を踏まえ別途指示することとしているので、御了知願いたい。

記

1 調査項目

別添 1 の 2 の「社会福祉施設等におけるアスベスト（吹付け石綿）使用実態調査表」のとおり。

なお、「個表」（別添 1 の 2）により調査を実施し、「総括表」（別添 1 の 1）を添付の上、本職あて提出願いたい。

2 調査方法

別添 1 の 3 「社会福祉施設等におけるアスベスト（吹付け石綿）使用実態調査記入要領」のとおり。

3 調査対象施設

昭和 33 年度から昭和 51 年度の間にも新設、改築又は改修による整備を行った建物のある社会福祉施設等とする。

4 提出期限

昭和 62 年 1 月 20 日（水）までに必着するよう本職あて提出すること。

5 参考資料

- (1) 「吹付け石綿の対応について」 一日本石綿製品工業会一
- (2) 「アスベスト（石綿）の廃棄物処理について」（通知）

(別添1の1)

総括表

社会福祉施設等におけるアスベスト（吹付け石綿）使用実態調査表

都道府県（指定都市）名			所管部局課担当者名							
施設の種類	昭和33～51年度の間に建設された建物のある施設数 か所	左の内アスベストが使用されていた建物のある施設数 か所	使用状況							
			施設利用（入所）者又は職員が常時使用（出入）する場所の面積			施設利用（入所）者又は職員が常時使用（出入）しない場所の面積				
			A	B	C	A	B	C		
			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	()	()								
合計										

(注) 特別対策補助施設は、() 書きで再掲すること。

(別添1の3)

社会福祉施設等におけるアスベスト(吹付け石綿)使用実態調査記入要領

アスベスト(吹付け石綿)使用実態調査表記入に当たっては、次によること。

- 1 「都道府県(指定都市)名」から「建築(改修)年度」までの各欄については、それぞれ該当する内容を記載すること。
- 2 「特別対策(基地周辺特別措置法)による補助等の有無」欄については、「有り」の場合、その補助金名を記載すること。
- 3 「調査の方法」欄については、該当する記号を○で囲むこと。(次頁第9項参照)
 - 1: 目視による方法
 - 2: 設計図書による方法
 - 3: 専門家の診断による方法
 - 4: 試験研究機関のサンプル調査による方法
- 4 「使用か所」欄については、居室、廊下等の場所を記載するとともに()内に使用されている部分(壁、天井等)を記載すること。

なお、「Ⅰ 施設利用(入所)者又は職員が常時使用(出入)する場所」とは、居室、保育室、集会室、食堂、便所、浴室、事務室、厨房等施設利用(入所)者又は職員が常時利用(出入)する場所である。

また、「Ⅱ 施設利用(入所)者又は職員が常時使用(出入)しない場所」とは、倉庫、機械室等施設利用(入所)者又は職員が常時利用(出入)しない場所である。
- 5 「使用面積」欄については、吹付けの面積を記載すること。
- 6 「使用状況」欄については、アスベスト(吹付け石綿)を使用している場合の現在の状況について、該当する記号を○で囲むこと。
 - A: 全面若しくは部分的に表面が荒れ剥離した形跡がある。
 - B: 表面が安定しており、劣化も進んでいない。
 - C: 露出していない。
- 7 「石綿対策」欄については、アスベスト(吹付け石綿)を使用している場合の対応について、該当する記号を○で囲むこと。
 - 1: 対策済
 - 2: 対策予定 ()年予定
 - 3: 未計画

8 「処理方法」欄については、前記6の「石綿対策」欄が1又は2に該当する場合にのみアスベスト（吹付け石綿）の処理方法について、該当する記号を○で囲むこと。

ア：除去

イ：封じ込め（固化処理）

ウ：カバーリング（板貼等）

9 調査の方法

この調査の実施に当たっては、次の方法を参考により行うこと。

(1) 目視による方法

見ためがザラザラしており、よく見ると繊維がわかり、触ってみると弾力があり、針状の繊維が刺さる。

(2) 設計図書による方法

設計図書が保存されている場合、設計図書、仕様書等により、吹き付けアスベストが使用されているか確認する。

(参考)

※ 吹付けアスベストの商標例

トムレックス、プロベスト、コーベックス

※ 吹付けアスベストではない製品

プロベストR、プロベストR-S、コーベックスR、コーベックスNS、スプレイクラフト、スプレーエース、スプレーテックス、ニッカウール、サーモテックス、バルカロック、アサノスプレーコート、オパベスト、ヘイワレックス、タイカコート、ベリーコート

(3) 専門家の診断による方法

都道府県、市町村及び建築業者等の専門技術者に診断を依頼する。

(4) 試験研究機関のサンプル調査による方法。

上記の(1)から(3)により判断できない場合であって、アスベスト（吹付け石綿）を使用している可能性がある場合は、サンプルを試験研究機関に送付し、調査を依頼する。なお、試験研究機関については、別添の参考資料を参照のこと。

10 その他

別添1の2「個票」については、アスベスト（吹付け石綿）を使用している建物のある施設についてのみ作成すること。